

○国家公安委員会規則第 号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十二條第二項第一号及び第八項、第二十三條第六項、第二十八條及び第四十二條第二項第一号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第十一項及び第四十八條並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十條第四項及び第五十一條第二項の規定に基づき、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第一条 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(指導教育責任者講習の講習事項等)

第五条 指導教育責任者講習は、警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号。以下「府令」という。)第四十条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	講習時間
------	------

一〇四 「略」

備考

一 指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電気通信回線を使用して行うものを含む。)によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

改正前

(指導教育責任者講習の講習事項等)

第五条 「同上」

講習事項	講習時間
------	------

一〇四 「同上」

備考

一 指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 「略」		2 「略」	3 前項の修了検査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。 (現任指導教育責任者講習) 第九条 「1・2 略」
三 現任指導教育責任者講習は、警備業務の区分に応じ、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。		3	
講	習	事	項
一〇四 「略」			講習時間
備考			
一 現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電気通信回線を使用して行うものを含む。)によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。			
イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものがあること。			
ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。			
ハ 受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。			
ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること			

二 「同上」		2 「同上」	3 前項の修了検査は、筆記の方法により行うものとする。 (現任指導教育責任者講習) 第九条 「1・2 同上」
三 「同上」		3	
講	習	事	項
一〇四 「同上」			講習時間
備考			
一 現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。			
「号の細分を加える。」			
「号の細分を加える。」			
「号の細分を加える。」			
「号の細分を加える。」			

二 「略」	<p>(機械警備業務管理者講習の講習事項等)</p> <p>第十一条 法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習は、府令第六十一条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。</p>	講	事	項	講習時間
		一〇五			
備考					
<p>一 機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものがあること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p> <p>ハ 受講者の機械警備業務管理者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</p> <p>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</p>					

二 「同上」	<p>(機械警備業務管理者講習の講習事項等)</p> <p>第十一条 「同上」</p>	講	事	項	講習時間
		一〇五			
備考					
<p>一 機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p>					
二 「同上」					

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 「略」</p> <p>3 前項の修了考査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。</p>
	<p>2 「同上」</p> <p>3 前項の修了考査は、筆記の方法により行うものとする。</p>

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(許可申請書等の提出)

第一条 「1・2 略」

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称若しくは風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の氏名若しくは住所の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)

第三十七条 法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。ただし、一の風俗営業者に係る二以上の営業所において、当該二以上の営業所が相互に接し、その間を客が自由に往来できるものであつて、かつ、当該二以上の営業所を通じて一人の管理者を置く

改正前

(許可申請書等の提出)

第一条 「1・2 同上」

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)

第三十七条 法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。

ことにつきそれぞれの営業所における第三十八条に規定する管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の営業所の所在地を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。この場合において、「第三十八条」とあるのは「第九十七条第三項において準用する第三十八条（第三号及び第十号を除く。）」と読み替えるものとする。

〔2〕4 略〕

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

〔2〕4 同上〕

別記様式第1号（第9条関係）

その1	※受理 ※年月日		※許可 ※年月日	
	※受理 ※番号		※許可 ※番号	
許 可 申 請 書				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。				
公安委員会殿			年 月 日	
申請者の氏名又は名称及び住所				
(ふりがな) 氏名又は名称	〒()			
住 所	() 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	〒()			
営業所の所在地	() 局 番			
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業			
(ふりがな) 管理者の氏名		選 任 状	1. 専任 2. 兼任	
管理者の住所	〒()			
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員 の氏名	法人にあつては、その役員 の住所			
代表者				
滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号	
		年 月 日		
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地			

別記様式第1号（第9条関係）

その1	※受理 ※年月日		※許可 ※年月日	
	※受理 ※番号		※許可 ※番号	
許 可 申 請 書				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。				
公安委員会殿			年 月 日	
申請者の氏名又は名称及び住所				
(ふりがな) 氏名又は名称	〒()			
住 所	() 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	〒()			
営業所の所在地	() 局 番			
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業			
(ふりがな) 管理者の氏名		選 任 状	1. 専任 2. 兼任	
管理者の住所	〒()			
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員 の氏名	法人にあつては、その役員 の住所			
代表者				
滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号	
		年 月 日		
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地			

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積		m ²	m ²
			m ²	m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有 ② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積		m ²	m ²
			m ²	m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有 ② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)										
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造									
	建物の内の位置									
	客室数		室	営業所の床面積		㎡				
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡		㎡				
				㎡		㎡				
	照明設備									
	音響設備									
	防音設備									
	遊技設備	のやまあじ台数	普通台		半自動台		全自動台		計	
			台		台		台		台	
ここに法第4条第4項に規定する遊技機		区分	ぼちんこ遊技機	回遊	胴式機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計	
		型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
		台数	台	台	台	台	台	台	台	
その他の遊技設備										
その他										
※ 風俗営業の種類										
※ 兼業										
※ 同時申請の有無 ① 有 ② 無 ※ 受理警察署長										
※ 条件	年月日									
	年月日									
	年月日									

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)										
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造									
	建物の内の位置									
	客室数		室	営業所の床面積		㎡				
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡		㎡				
				㎡		㎡				
	照明設備									
	音響設備									
	防音設備									
	遊技設備	のやまあじ台数	普通台		半自動台		全自動台		計	
			台		台		台		台	
ここに法第4条第4項に規定する遊技機		区分	ぼちんこ遊技機	回遊	胴式機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計	
		型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
		台数	台	台	台	台	台	台	台	
その他の遊技設備										
その他										
※ 風俗営業の種類										
※ 兼業										
※ 同時申請の有無 ① 有 ② 無 ※ 受理警察署長										
※ 条件	年月日									
	年月日									
	年月日									

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)						
営業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造					
	建物内の 営業所の位置					
	客室数		室	営業所の床面積	㎡	
	客室の総 床面積	㎡	各客室の 床面積	㎡	㎡	
				㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	営法 第2 条第 1項 第5 号の 備の	区 分		テーブル型	その他の型	計
		スロットマシン等		台	台	台
テレビゲーム機		台	台	台		
フリッパーゲーム機		台	台	台		
ルーレット台等		台	台	台		
その他の遊技設備		台	台	台		
計		台	台	台		
そ の 他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼 業						
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条 件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)						
営業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造					
	建物内の 営業所の位置					
	客室数		室	営業所の床面積	㎡	
	客室の総 床面積	㎡	各客室の 床面積	㎡	㎡	
				㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	営法 第2 条第 1項 第5 号の 備の	区 分		テーブル型	その他の型	計
		スロットマシン等		台	台	台
テレビゲーム機		台	台	台		
フリッパーゲーム機		台	台	台		
ルーレット台等		台	台	台		
その他の遊技設備		台	台	台		
計		台	台	台		
そ の 他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼 業						
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条 件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

その3 (法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書)						
遊技機の種類	製造業者名	型 式 名	検 定 番 号	認定の有無	台 数	備 考
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

その3 (法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書)						
遊技機の種類	製造業者名	型 式 名	検 定 番 号	認定の有無	台 数	備 考
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業（例、ばちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 12 その2（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 13 その2（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
 - 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
 - 4 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業（例、ばちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
 - 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 11 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
 - 12 その2（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
 - 13 その2（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
 - 14 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
 - 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-

別記様式第11号（第20条、第21条、第88条、第89条関係）

		※受理 年月日		※受理 番号	
変更届出書 <small>第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号（同法第20条第10 第9条第5項 項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。</small>					
		年 月 日			
		公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)					
氏名又は名称					
住 所					
(ふりがな)					
法人にあっては、 その代表者の氏名					
(ふりがな)					
営業所の名称					
営業所の所在地					
風俗営業の種類 法第2条第1項第 号の営業					
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号		
認 定 年 月 日		年 月 日	認 定 番 号		
変 更 事 項	変更年月日	新		旧	
事 変 更 の 由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
- 3 「変更事項」欄については、変更年月日ごとに区分して記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 管理者の選任状況（専任・兼任の別）に変更がある場合には、その旨を記載すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号（第20条、第21条、第88条、第89条関係）

		※受理 年月日		※受理 番号	
変更届出書 <small>第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号（同法第20条第10 第9条第5項 項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。</small>					
		年 月 日			
		公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)					
氏名又は名称					
住 所					
(ふりがな)					
法人にあっては、 その代表者の氏名					
(ふりがな)					
営業所の名称					
営業所の所在地					
風俗営業の種類 法第2条第1項第 号の営業					
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号		
認 定 年 月 日		年 月 日	認 定 番 号		
変 更 事 項	変更年月日	新		旧	
事 変 更 の 由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
- 3 「変更事項」欄については、変更年月日ごとに区分して記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第40号 (第77条関係)

その1		※受理年月日	※許可年月日
		※受理番号	※許可番号
許 可 申 請 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな) 氏名又は名称		〒()	
住 所		() 局 番	
(ふりがな) 営業所の名称		〒()	
営業所の所在地		() 局 番	
(ふりがな) 管理者の氏名		選任状況	1. 専任 2. 兼任
管理者の住所		〒() 局 番	
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の名		法人にあつては、その役員の名	
代表者			
滅失により廃止した特定遊興飲食店営業		廃止の事由	廃止年月日 年 月 日
現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業		許可年月日 年 月 日	許可番号
		営業所の名称及び所在地	

別記様式第40号 (第77条関係)

その1		※受理年月日	※許可年月日
		※受理番号	※許可番号
許 可 申 請 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな) 氏名又は名称		〒()	
住 所		() 局 番	
(ふりがな) 営業所の名称		〒()	
営業所の所在地		() 局 番	
(ふりがな) 管理者の氏名		選任状況	1. 専任 2. 兼任
管理者の住所		〒() 局 番	
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の名		法人にあつては、その役員の名	
代表者			
滅失により廃止した特定遊興飲食店営業		廃止の事由	廃止年月日 年 月 日
現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業		許可年月日 年 月 日	許可番号
		営業所の名称及び所在地	

備考
表中の「」の記載は注記である。

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
防音設備					
その他					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「滅失により廃業した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
 - 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
 - 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、裝飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
防音設備					
その他					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「滅失により廃業した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
 - 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
 - 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、裝飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)

第三条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(検定の通知等) 第九条 「1」3 略」 4 第一項の規定による公示は、検定の通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。 (検定の取消し) 第十一条 「1」3 略」 4 公安委員会は、第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記様式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに、検定取消しの通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により公示し、第九条第四項に規定する期間が満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。</p>
改正前	<p>(検定の通知等) 第九条 「1」3 同上」 4 第一項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に検定の通知の日から起算して二週間掲示して行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。 (検定の取消し) 第十一条 「1」3 同上」 4 公安委員会は、第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記様式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに公安委員会の掲示板に検定取消しの通知の日から起算して二週間掲示して公示し、第九条第四項の規定による掲示の期間の満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警備員等の検定等に関する規則の一部改正)

第四条 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(学科試験等の科目等)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。</p> <p>〔3～5 略〕</p> <p>(講習会の実施基準)</p> <p>第十七条 法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習(電気通信回線を使用して行うものを含む。以下同じ。))及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)により行うものであること。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本(当該教本が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この号及び次条第七号において同じ。)を二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本</p>	<p>(学科試験等の科目等)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。</p> <p>〔3～5 同上〕</p> <p>(講習会の実施基準)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)により行うものであること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。</p>

をそれぞれ用いて実施すること。

五 電気通信回線を使用して行う学科講習にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

六 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、適切に回答すること。

七 「略」

八 学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

九 学科試験は、必要な数の監督員の適切な配置その他の学科試験に関する不正行為を防止するために必要な措置を講じて行うものであること。

十 十五 「略」

(府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等)

第十九条 「略」

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試

「号を加える。」

五 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に回答すること

六 「同上」

七 学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

八 学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

九 十四 「同上」

「一号ずつ繰り下げる。」

(府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等)

第十九条 「同上」

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第6号（第13条関係）

(表)

(裏)

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

。 験に用いた問題用紙及び答案用紙（当該問題用紙及び答案用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条 府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙（当該問題用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

別記様式第6号（第13条関係）

(表)

(裏)

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

験に用いた問題用紙及び答案用紙とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条 府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、
当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。